

令和 7 年 2 月 1 3 日

懲戒処分の公表

令和 7 年 1 月 2 0 日付けで、地方公務員法第 2 9 条に基づく懲戒処分を行いましたので、中札内村職員に係る懲戒処分の公表指針に基づき公表します。

1 被処分者

中札内村職員 主事

2 事案の概要

被処分者は、不適正な事務処理および金銭管理により、担当する団体の金銭管理通帳を一時紛失するなどしたことに加え、上司や同僚からの経緯聞き取りに際し、虚偽報告を行い、過去の事務処理および金銭管理に関するデータを意図的に削除するなどの隠蔽行為を行った。

当該事案は、公務員倫理や服務規律に反するもので、村民の信頼と付託を損ねる重大な信用失墜行為である。

よって、「地方公務員法」、「中札内村職員の公務員倫理に関する規程」及び「中札内村職員の懲戒処分の基準」に基づき、懲戒処分（減給 3 か月 1 0 分の 1）とした。

3 処分量定

減給 3 月 1 0 分の 1

4 処分年月日

令和 7 年 1 月 2 0 日

令和 7 年 2 月 1 3 日

懲戒処分の公表

令和 7 年 1 月 2 0 日付けで、地方公務員法第 2 9 条に基づく懲戒処分を行いましたので、中札内村職員に係る懲戒処分の公表指針に基づき公表します。

1 被処分者

中札内村職員 主任

2 事案の概要

被処分者は、令和 5 年 1 0 月から複数月にわたり一部の被保険者に対する保険料納付書の送付を怠る不適正な事務処理を行った。

当該事案は、保険制度への住民の信頼性を損ねるものであり、重大な信用失墜行為である。

よって、「地方公務員法」、「中札内村職員の公務員倫理に関する規程」及び「中札内村職員の懲戒処分の基準」に基づき、懲戒処分（減給 1 月 1 0 分の 1）とした。

3 処分量定

減給 1 月 1 0 分の 1

4 処分年月日

令和 7 年 1 月 2 0 日